

「日本高専学会誌」の公開に関する運用基準

1 著作権

- 1) 掲載記事の著作権は日本高専学会に帰属する。
- 2) 著者は当該記事が掲載された時点で著作権を学会に譲渡したものとする。

2 利用に際しての条件

- 1) 内容の変更は認めない(原著性の保存)。
- 2) 1ページ以内の抄録や要旨は作成してもよいものとする。ただし、その場合、掲載誌、巻号、発行年、ページなどを必ず明記すること。
- 3) 記事の内容について学会は責任を負わない(著者責任)

3 著者の利用に関して

- 1) 個人の業績紹介に用いるのは差し支えない。
- 2) 教室等における無料配布資料として複製することは差し支えない。
- 3) 共著者は、同等に権利を保有する。
- 4) 第三者の再利用を防御する義務を負う(学会は免責)。
- 5) 著者個人や研究室のWebサイト*にて公開を希望する場合は、学会に所定の書類を提出しなければならない(利用状況把握のため)。

4 著者以外の者の利用に関して

- 1) 原則として公開前に著者に了承を得た証拠を添えて、学会に許諾請求を文書で行わなければならない。
- 2) 営利を目的とする出版物等に掲載する場合は有償(別途定める)とする。この場合、掲載物を学会と著者に寄贈しなければならないものとする。
- 3) 引用記事およびその利用者に対し、学会は義務を負わない。
- 4) 著者所属機関のWebサイト**にて公開を希望する場合は、学会に所定の書類を提出しなければならない(利用状況把握のため)。

* 「著者個人や研究室のWebサイト」とは著者個人や著者が属する研究室の管理責任者が管理しているものを指す。

** 「著者所属機関のWebサイト」とは、学校・学科・センター等、著者以外が管理しているものを指す。

(付記) 学会はWebサイトへの掲載料を請求することができるが、当面の間これを免除する。当面の間掲載料の請求を免除し、公開を前提としているのは、学会誌の周知を優先した結果である。今後、公開希望件数が増加した場合は、掲載料を請求する場合がある。

(2010年10月9日編集委員会承認, 2010年11月27日理事会承認)